

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2016年8月24日
東村山市議会議長様

議席番号 14 番
質問者 白石えつ子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>環境に配慮した石けん使用指針の設定を</p> <p>普通の生活に広く深く入り込んでいる化学物質。口から摂る、皮膚から浸透するなど様々な形でからだに取り込んでいます。日常使用することで環境中に排出される化学物質は、分解しにくく除去も困難なため、人間のからだだけでなく、河川等に下水未処理の箇所から流れ込み、水生生物等にも悪影響を与え、環境問題になっています。</p> <p>合成洗剤に使用されている合成界面活性剤に含まれる成分は、PRTR 制度では、化学物質に指定されています。国が有害化学物質に指定した化学物質を一年間どのように排出したか届け出ることが一定企業には義務付けられています。</p> <p>しかし、家庭から排出される化学物質には、規制がありません。2011 年度環境省家庭排出量調査では、PRTR 制度で指定有害化学物質が約 80%を占めています。アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)は主に台所用、洗濯用洗剤などに。ジクロロベンゼンは衣類の防虫剤やトイレの防臭剤に含まれています。各家庭に化学物質の危険な性質を伝えることで、使用抑制・排出削減になります。市民が水環境を意識することで人とみどりを守る生活を実践することは、地球温暖化防止の一助になると考えます。</p> <p>「エコオフィスプラン東村山」(第3次地球温暖化対策活動 2011～2020 年度)、環境基本計画、第4次総合計画を参考に質問していきます。</p> <p>1. エコオフィスプランにあるエコリーダーの選定基準はどのようなものか伺います。</p>

2. エコリーダーのスキルアップのために PRTR 制度や合成洗剤や石けんの相違点に関する研修などは行われているか伺います。
3. 環境基本計画で、市民ができることに有害化学物質の使用されている物の購入・使用を控え、自然由来や再生資源による製品を選択し、グリーン購入を行うとあるが、自然由来や再生資源のものは具体的にどのようなものを指しているのか伺います。
4. 化学物質と知らずに口や肌から摂取している子ども達があります。今回給食の食材安全基準が本年度 3/31 に設定されたことは評価するところですが、保育園での食器洗浄や手洗いに石けん使用を徹底することで、子どもの健康を守り、保育の質を上げることにもつながります。アレルギー・アトピーの子どもにも配慮できます。インフルエンザにも石けんは有効です。身近なところからの改善が必要ですが、検討はしているのか伺います。
5. 家庭から排出される合成洗剤の成分は分解に時間が掛かります。そのため河川などの水温も上昇する恐れがあり水環境へ負荷がかかります。それと反対に生分解が早いからだにも環境にも優しい石けん使用を明記した独自の石けん使用指針を設定することが必要と考えます。見解を伺います。

2

熊本地震を受けて避難行動要支援者（社会的弱者）への災害時の対応について

本年 4/10 に発生した熊本地震から 5 ヶ月が経とうとしています。

熊本学園大学花田昌宜教授が行った福祉避難所でなく、「合理的避難所」の運営。地域の住民は地域で助け合っていくことを基本に出入りは自由に。それぞれの生活の課題を解決するためソーシャルワーカーによる被災者のヒヤリングを行い、福祉事業所や地域包括援センターと連携しながら、次の居場所を一緒に探したとの事例。本市からも被災地への救援物資や職員派遣など行われたことは、評価を致します。持ち帰られた成果と課題もあると思います。災害時はすべての人が被災者になります。

東京でも今後 30 年間にマグニチュード 7 クラスの地震発生確率が約 70%とされています。災害時への備えは、平時からの備えが災害時に効果を表します。そこで、平成 24 年に策定された「東村山市災害時要援護者支援全体計画」。この度配布された「防災ガイドマップ」、東京都作成「地域防災計画」を参考に主に避難に時間を有する要支援者と言われる社会的弱者の方々も地域での共助を確立していくために、質問していきます。

1. 災害対策基本法が一昨年4月に改定され、自力避難が困難な障がい者や高齢者、乳幼児、妊婦、外国人ら「要支援者」の名簿を市区町村が作ることが義務化されました。避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけているが名簿登録後の更新方法や、災害時を想定し、名簿登録者との平時からの関わりが重要ですが、どのように継続されているのか伺います。
2. 要支援の対象に対して名簿登録者と未登録者の割合と未登録者への対応はどうされているのか伺います。
3. 名簿登録は本人のみだが、災害時介助する家族は指定された避難所に一緒に入れるよう個別の支援プランには配慮した項目はあるのか伺います。
4. 各地域で行われている防災訓練に二次避難所を組み込むことで、お互いの理解につながると思うが実施しているのか伺います。
5. 二次避難所は、常に入所されている方がいる。災害時収容できる人数は何人を想定し、提携を結んでいるのか伺います。
6. 災害時排せつは重要です。いっとき避難所や二次避難所の「だれでもトイレ」の整備状況を伺います。
7. 災害時、お寺・神社が急きょ避難所になり、被災者の助けになっていた事例がある。地域防災計画（風水害編平成26年度改正版）には、平常時より神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況位置について確認するとあります。共助の観点から災害時は地域に一つでも多くの避難所が必要です。市内にあるお寺・神社への避難所登録呼びかけや連携は取られているのか伺います。
8. 災害時は、健常者、障害者の関係なく過ごさざる得ない状況にあります。熊本に学び地域の人は地域で共に助け合う合理的避難所運営を具体的に想定されているか、伺います。